

東日本大震災による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて

平成24年3月1日以降も、以下の方については、引続き、医療機関等の窓口負担は免除となります。

1. 免除を受けることができる対象者と期限

東京電力福島原発事故による警戒区域等(注)のすべての住民の方(1) 平成25年2月28日まで

(1) 震災発生後、他市町村へ転出した方を含みます。

(注) 「警戒区域等」とは、

警戒区域

計画的避難区域

旧 緊急時避難準備区域

特定避難勧奨地点(ホットスポット)

と指定された4つの区域等をいいます。

入院時食事療養費 及び 入院時生活療養費 の自己負担の免除は、平成24年2月29日まで となります。

お問合せ先 審査課: 03 - 3264 - 4427